

コンクリート構造物におけるプレキャストコンクリート製品の導入促進について

農業農村整備事業におけるコンクリート構造物におけるプレキャストコンクリート製品の導入促進のため、車両による運搬が可能な規格のコンクリート構造物については、原則、プレキャスト化することとする。

なお、適用に当たっては、次の留意事項を参考とすること。

1 適用に当たっての留意事項

(1) 現場条件等を考慮してプレキャストコンクリート製品の導入が不適當な場合は対象外とする。ただし、特殊形状であっても、現場条件等を考慮し有利な場合は、検討し採用すること。

(例)

○特殊形状への対応

・基礎杭との剛結が必要な構造物

・既施設との接続等で、現地に合わせて現場打ちコンクリート構造物の施工が有利な場合

等

○輸送路の制約 等

(2) 特殊車両による運搬が可能な規格のコンクリート構造物も対象とする。なお、断面内で分割することなく運搬可能な規格に限定する。

(3) 海岸及び河川で使用する土地改良事業等工事積算基準で定める消波根固めブロック製作などは対象外とする。

2 プレキャスト製品の運搬に当たっての留意事項

(1) 輸送の可否を判断する留意事項

○重量制限や道路線形の確認など事前の輸送ルート調査の徹底

○現場周辺の待機場所の有無などの情報の確認

○関係機関、地元関係者と安全条件、騒音・振動などの環境条件等の調整

(2) 輸送に当たっての留意事項

○道路法、道路交通法等、関係法令の遵守

○輸送物に関する情報の確認

○車上で輸送物の固定方法、養生方法の確認

○製作や現場工程を考慮した特殊車両の申請手続きの実施